

2023年02月21日号

★号外★

保険料率に変更されます！

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信

みなさま、おはようございます。

社会保険労務士法人桑原事務所の森野です。

今回は、保険料率の変更についてお知らせいたします。

- ① 健康保険・介護保険料
- ② 雇用保険料

【健康保険・介護保険料】 令和5年3月分（4月納付分）～

<山口県>

- 健康保険料率 10.15% ⇒ 9.96% (これを折半負担)
- 介護保険料率 1.64% ⇒ 1.82% (これを折半負担)

<福岡県>

- 健康保険料率 10.21% ⇒ 10.36% (これを折半負担)
- 介護保険料率 1.64% ⇒ 1.82% (これを折半負担)

<広島県>

- 健康保険料率 10.09% ⇒ 9.92% (これを折半負担)
- 介護保険料率 1.64% ⇒ 1.82% (これを折半負担)

厚生年金保険、子ども子育て拠出金については料率の変更はありません。

【雇用保険料】 令和5年4月～

4月に締める給与から、労働者負担分の雇用保険料率を変更することになります。

<令和5年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

(厚生労働省資料より抜粋)

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

よろしく申し上げます。

[雇用保険料率について_厚生労働省](#)

[令和5年度保険料額表_協会けんぽ](#)

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14

TEL:0835-22-6706

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net
